

まちづくりキャッチフレーズ

あふれる笑顔 豊かな緑

交流とふれあいのまち倉吉



懐かしさ新鮮 関金温泉夏まつり

8月15日(月)、関金支所駐車場を会場に、「関金温泉夏まつり」が盛大に行われ、お盆の帰省客や家族連れでにぎわいました。

今年も“懐かしさ新鮮”をテーマに、盆踊り、金魚すくいや射的などの夜店、ご長寿クイズ、郷土芸能の披露など、昔ながらのお祭りを演出。倉吉市との合併をテーマとした「関金ウルトラクイズ」や、地元特産物のイワナの塩焼きや山菜おこわの販売が行われ、また、ステージでは子供さいとりさし、せきがね民謡クラブや和太鼓「鼓(つづみ)」などが出演し、地域のみんなでお祭りを盛り上げました。

最後は、2,500発の花火が打ち上げられ、過ぎゆく夏をお楽しみしました。

●主な内容●

- 9月11日は、衆議院議員総選挙と
最高裁判所裁判官国民審査 …………… 2～3
- 国勢調査 …………… 4～5
- 9月10日は下水道の日です …………… 6
- 長谷川富三郎遺作展 …………… 7
- ハート・バリアフリー …………… 8
- 遙かな町へ/韓日記 …………… 9
- せきなび/本人確認/直売市紹介 …… 10
- インフォメーション …………… 11～16
- 健康ファイル …………… 17
- どうぞ・どうぞ/きてみてね/地区の話題 …… 18

2005 9・1



9月11日は、衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査の投票日です

衆議院議員総選挙は、8月30日に公示され、9月11日が投票日です。投票にあたっては、十分な知識のもとで、清き一票を国政に反映させましょう。

■投票時間

午前7時～午後8時

■投票場所

一覧表をご覧ください

投票できる人は：

昭和60年9月12日までに生まれた人で、平成17年6月1日までに市に転入届(手続き)をして、選挙人名簿に登録されている人です。

投票の仕方は：

①衆議院議員総選挙(小選挙区選出議員選挙)の投票用紙は薄い黄色で「候補者の個人名」を記載します。

②衆議院議員総選挙(比例代表選出議員選挙)の投票用紙は白色で「政党などの名称」を記載します。

③最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙は淡紅色でやめさせたい裁判官がある場合は、その人の氏名の上欄に「X」だけ記入し、ない場合には何も記入せず、そのまま投票してください。

■期日前投票

●対象となる投票

名簿登録地の市町村で行う投票

■投票期間・投票時間

8月31日から9月10日までの期間中、土・日曜日も平日と同じように、午前8時30分

から午後8時まで投票ができますが、最高裁判所裁判官国民審査については、9月4日から10日までの期間となります。

●投票を行うことができる理由

投票日に、次のような理由に該当すると見込まれる者

■仕事や親族の冠婚葬祭などの予定があるとき

■レジャーや買い物などの私用で、投票日に投票区(投票所の区域)の区域外にいるとき

■投票日当日、病气やけが、出産、手術などにより歩行が困難で投票所へ行けないとき

●投票手続

入場券(届いていないときは、要りません)を持参すれば、その場で期日前投票ができます。(印章は不要です)宣誓書を書く以外は、選挙期日の投票所での投票の手続と同じです。

不在者投票

●対象となる投票

①選挙期日(投票日)当日までに満20歳を迎えるが、投票を行うおとする日現在、まだ20歳に到達していない場合

②仕事先・旅行先などの名簿登録地(倉吉市)以外の市町村で行う投票

③病院、老人ホームなどの施設で行う投票

●他の市町村の選挙管理委員会、不在者投票を行う場合

倉吉市以外の市町村に滞在中の人は、郵便で倉吉市の選挙管理委員長に、投票用紙などを請求してください。

請求の理由が正当と認められた場合、投票用紙などを送付しますので、滞在中の市町村選挙管理委員会で投票してください。

●不在者投票指定施設で不在者投票を行う場合

不在者投票施設に指定されている病院・施設などに、入院・入所中の人は、その施設長に申請すれば、施設内で投票できます。

●郵便などによる不在者投票

身体の重い障害などにより投票にいけない人が、郵便または信書便で投票する

制度です。

公職選挙法の改正により、

介護保険法上の要介護5である被保険者証に要介護5である者として記載されている人について、郵便による不在者投票の対象者が拡大されたことに、自ら投票の記載をすることができないものとして身体障害者福祉法上の身体障害者で、身体障害者手帳に上肢

または視覚の障害の程度が1級である人などについては、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人に投票に関する記載をさせることができることとなりました。

ただし、この場合は、郵便投票証明書の交付を受けなくてはなりません。証明書の交付については、選挙管理委員会へお問い合わせください。

なお、すでに郵便投票証明書を持っている人には、別途通知します。

期日前投票・不在者投票の場所は：

市役所第2会議室(3階)にお越しください。エレベーターが利用できます。

代理投票・点字投票
投票日当日に投票所で、手や目が不自由などの理由で、

自分で字が書けない人、または文字がわからない人は、投票管理者に申し出てくださいます。代理投票ができません。

また、目の不自由な人で点字投票を希望する人は、投票所の受付に申し出てくださいます。

※問い合わせ先

選挙管理委員会事務局

(市役所 3階 ☎ 2218119)

投票所が変更になりました。

前回の選挙と次の投票所が変更になりました。

- 第2投票区の倉吉高等技術専門校体育館⇨変更後…河北小学校体育館
- 第3投票区の河北中学校体育館⇨変更後…上井柳町・旭西公民館
- 第4投票区の県立倉吉体育文化会館教養室1⇨変更後…河金組ふれあいホール
- 第8投票区の東中学校特別活動室⇨変更後…東中学校木工室
- 第15投票区の社公民館⇨変更後…社小学校体育館

衆議院議員総選挙 投・開票所一覽

投票区	投・開票所を設ける場所	投・開票所を設ける場所の住所
第1投票区	上北条公民館	倉吉市新田 422 番地 1
第2投票区	河北小学校体育館	倉吉市海田西町 1 丁目 130 番地
第3投票区	上井柳町・旭西公民館	倉吉市上井 396 番地 2
第4投票区	河金組ふれあいホール	倉吉市山根 584 番地 1
第5投票区	西郷小学校体育館	倉吉市下余戸 114 番地
第6投票区	上灘公民館 1階大会議室	倉吉市上灘町 9 番地
第7投票区	勤労青少年ホーム集会室	倉吉市住吉町 77 番地 1
第8投票区	東中学校木工室	倉吉市宮川町 2 丁目 76 番地
第9投票区	成徳小学校生活科教室	倉吉市仲ノ町 733 番地
第10投票区	鳥取中央農業協同組合本所 1階営農ロビー	倉吉市越殿町 1409 番地
第11投票区	倉吉市人権文化センター	倉吉市鍛冶町 1 丁目 2971 番地 2
第12投票区	灘手公民館	倉吉市尾原 500 番地
第13投票区	上神公民館	倉吉市上神 352 番地 2
第14投票区	和田東町児童集会所	倉吉市和田東町 203 番地 1
第15投票区	社小学校体育館	倉吉市国分寺 88 番地 1
第16投票区	北谷公民館	倉吉市福本 226 番地 1
第17投票区	志津共同作業所	倉吉市志津 577 番地 25
第18投票区	中野公民館	倉吉市中野 164 番地 1
第19投票区	さわやか人権文化センター	倉吉市上米積 1074 番地 1
第20投票区	高城小学校 1階ホール	倉吉市上福田 722 番地 2
第21投票区	桜公民館	倉吉市桜 416 番地 9
第22投票区	大立公民館	倉吉市大立 655 番地 3
第23投票区	県立倉吉養護学校体育館	倉吉市長坂新町 1231 番地
第24投票区	小鴨保育園	倉吉市中河原 551 番地 1
第25投票区	西中学校技術教室	倉吉市西倉吉町 170 番地
第26投票区	上小鴨公民館	倉吉市上古川 216 番地 3
第27投票区	上小鴨小学校広瀬分校	倉吉市広瀬 567 番地 2
第28投票区	高齢者生活福祉センター	倉吉市関金町関金宿 1115 番 2
第29投票区	関金町郡家構造改善センター	倉吉市関金町郡家 467 番地 5
第30投票区	関金町山口多目的研修集会施設	倉吉市関金町山口 637 番地 1
第31投票区	関金総合文化センター	倉吉市関金町大鳥居 193 番地 1
第32投票区	関金町松河原構造改善センター	倉吉市関金町松河原 727 番地
第33投票区	今西むらづくり集会所	倉吉市関金町今西 901 番地
第34投票区	関金就業改善センター	倉吉市関金町堀 2058 番地 1
第35投票区	関金町農村女性の家	倉吉市関金町明高 2036 番地
開票所	成徳小学校体育館	倉吉市仲ノ町 733 番地

変更のあった投票所



国勢調査

平成17年10月1日(土)

9月下旬から国勢調査員がおうかがいたします



あなたの大切な未来には 日本の大切な未来が 詰まっています。

**あなたの未来のために、
あなたの今を教えてください**

2005年は21世紀最初の国勢調査の年です。

国勢調査は、日本に住んでいるすべての人を対象とした、人口と世帯に関する最も基本的な統計調査です。

日本で最初に国勢調査が行われたのは、今から85年前の大正9(1920)年で、以来、おおむね5年ごとに行われ、今回で18回目を迎えます。

2000年国勢調査のデータから、これまで増えつづけた日本の総人口は、2005年ごろにピークに達し、それ以後は減少していくことが予想されています。それとともに少子・高齢化が一層進み、社会を支える人口の構造も大きく変わろうとしています。

そうした中で、子どもから高齢

者までだれもが住みよい日本にしていくためには、そこに暮らす一人一人を知ることが必要です。私たち一人一人の調査票は日本の未来を描いていくための大切な基礎資料となるのです。

国勢調査員が調査票を持って訪問します

まず、9月下旬に調査員が皆さんの家庭を訪問し、世帯ごとに調査票を配布します。

調査票が届いたら、「調査票の記入のしかた」をよく読んで、普段住んでいる人をもれなく記入します。

普段住んでいる人とは、10月1日現在、日本に①すでに3カ月以上住んでいる人②10月1日の前後を通じて3カ月以上住むことになつていてる人をいいます。

調査内容は、世帯全員の男女の別、出生の年月、就業状況、通勤・

通学地、住居の種類など、全部で17項目です。

調査票は「マーク・数字記入方式」になっています。該当する項目の下に付けられた○印を黒鉛筆で●のように塗りつぶしたり、数字を記入したりして回答してください。

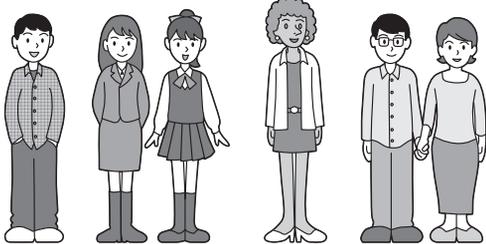
また、集計は機械で行いますので、調査票を汚さないようにお願いします。

記入された内容は、統計法によつて厳重に守られます。

ほかにもれたり、統計を作成する以外の目的に使われることは絶対ありません。

調査票は、10月1日以降に調査員が受け取りにうかがいます。記入に関して分からない点は、調査員に遠慮なくお尋ねください。

※問い合わせ先・情報政策課
(☎22・8150 / FAX 23・6127)



国勢調査 Q&A

Q 国勢調査員はどんな人?
A 調査票を配布、回収する国勢調査員は、市区町村長の推薦により総務大臣が任命する非常勤の国家公務員です。

Q どうしても答えなければいけないの?
A 調査票が提出されなかったり正しい回答がされなかったりすると、誤った統計になってしまいます。そうしたことを防ぐため、「統計法」および「国勢調査令」という法律で回答の義務について規定しています。つまり、国勢調査に参加することは、私たちの義務の一つなのです。

Q プライバシーは守られるの?

A 調査をする人が、調査の結果を他人にもらしたり、統計をつくる目的以外に調査票を使ったりすることは法律で固く禁じられています。また、調査員は外部の人の目にふれないように厳重に保管され、集計後はすべて溶かして再生紙として生まれ変わります。調査票に書かれたことがもれることはありません。ご安心ください。

Q 調査結果はいつ分かるの?

A 人口・世帯数の速報は12月に公

クイズ 鳥取県の人口は何人？

今回の国勢調査による県の人口を予想してください。

12月上旬に公表する人口に的中、または一番近い人6人に賞金、さらに応募者全員の中から抽選で50人に500円分の図書カードをプレゼントします。

賞：1等5万円（1人）、2等2万円（2人）、3等1万円（3人）

ただし、1等から3等までの入賞者が中学生以下の場合、賞金相当額の図書カードをプレゼントします。

応募資格：鳥取県内在住の人

応募方法：クイズの答え、住所、氏名、年齢、電話番号を明記し、はがき、Eメール、ファックスで応募してください。

また、ホームページからも応募できます。

応募先：〒680-8570 鳥取県企画部統計課
人口予想クイズ担当

(FAX) 0857-23-5033 Eメール census@pref.tottori.jp)

※専用の応募はがきは県中部総合事務所、市役所に置いてあります。

応募締切：9月30日（金）はがきの場合は当日消印有効
注意事項：応募は1人1回答とします。（複数応募の場合すべて無効）

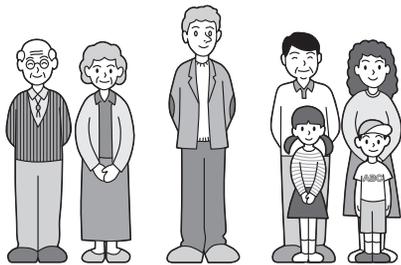
※応募者の個人情報、入賞者への連絡、賞の発送などの目的以外には使用しません。

※問い合わせ先：県統計課（☎ 0857-26-7666）または市情報政策課（☎ 22-8150/ FAX 23-6127）

参考：過去の国勢調査の鳥取県人口

平成2年 615,277人、平成7年 614,929人

平成12年 613,299人



前回国勢調査が行われた平成12年10月1日現在の日本の人口は、1億2千692万5千843人でした。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、日本の総人口は今後ゆるやかに増加し、平成18年に1億2千774万人でピークに達し、その後は減少に転じると予測されています。

また、65歳以上の人口は平成14年の2千200万人から平成25年には3千万人を超え、その割合は、低出生率の影響もあって、平成26年には25%台に、平成45年には30%台に達すると予測されます。

これらの推計は、いずれも国勢調査の結果を基に推計されたものです。

日本の人口

表され、そのほかの集計結果は、翌年以降、順次公表されます。結果をまとめた報告書は、都道府県・市区町村の統計担当課や図書館などで閲覧できます。また、総務省統計局のホームページでも見ることができます。(http://www.stat.go.jp/)

Q 調査結果はどんなことに使われるの？

A 例えば、議員の定数や自治体の重要な財源である地方交付税の決定、都市計画や社会福祉政策、経済政策、防災計画などを立てたり、生活環境を整備するときの基礎資料として活用されます。このほかにも、将来人口の予測や人口分析など、さまざまな分野で調査結果が使われます。

Q ほかの国でも同じような調査をしているの？

A 統計の作成を目的とした調査は日本だけでなく、アメリカ合衆国、中国、韓国、イギリス、カナダ、オーストラリアなど、世界の多くの国・地域で行われています。また、国内の各行政に利用するだけでなく、諸外国と比較することが重要だという国際的な視点から、国際連合では、1950年から10年ごとに「世界人口センサス」計画を推進し、世界各国に協力を呼びかけています。